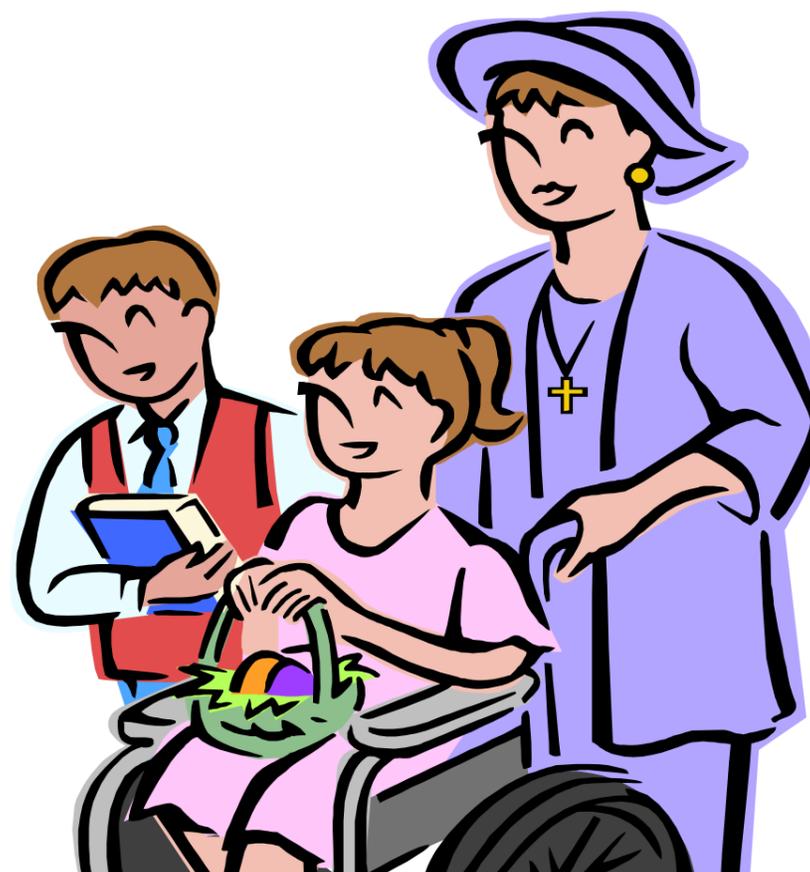


# 重度心身障害者医療費助成方法の変更について (受給者向け)

< 拡大文字版 >



**平成26年11月から**

**重度心身障害者医療費の助成方法が変わります。**

**窓口無料方式から自動還付方式に変更します。**

**医療費無料は、変わりません。**

# 重度心身障害者医療費助成制度とは？

障害のある方の健康を守り、地域で安心して生活を送っていただくため、保険適用医療費の自己負担分を全額助成する制度です。県内すべての市町村で実施しています。

# 重度心身障害者医療費助成制度の対象者

身体障害者手帳 1 ～ 3 級をお持ちの方

療育手帳 A をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級をお持ちの方

国民年金障害等級 1 ～ 2 級に相当する方

助成内容 保険適用医療費の自己負担分の全額

所得制限

20 歳未満・・・特別児童扶養手当の所得制限を適用

(扶養している人がいない場合で保護者の所得 4,596,000 円)

20 歳以上・・・特別障害者手当の所得制限を適用

(扶養している人がいない場合で本人の所得 3,604,000 円)

# 重度心身障害者医療費助成制度がどう変わるの？

医療機関を受診した時に、いったん医療費を支払っていただきます。

平成19年度以前の償還払い方式では、領収書を市町村の窓口を持参し還付申請をしていただきましたが、そのような手続きを行わなくてもおよそ3か月後に支払った医療費が自動的に口座に振込まれます。

**いったんの保険適用医療費の自己負担分を支払うことでこれからの生活に不安があるときは？**

**県では保険適用医療費の自己負担分の支払いに必要な資金を事前にお貸しする制度を創設します。**

### **重度心身障害者医療費貸与制度**

**申込窓口** : お住まいの市町村（障害福祉担当窓口）

**申込み** : 1か月に1回（受付は随時）

**貸与利息** : 無利息

**○貸与限度額** : 原則、高額療養費制度の自己負担限度額

**○連帯保証人** : 不要

**所得制限** : 設けません

**償還方法** : 医療費助成金を貸与の返済に充当

# なぜ今見直しが必要なの？

窓口無料化によるペナルティを回避するためです。

県では平成20年度から窓口無料化を実施したところ、実施前の平成19年度と比べて経費が19.2億円増加しました。増加した経費のうちペナルティの補てんに要する経費は8.7億円（増加経費の45%）を占めています。

この財源は、すべて県民の皆さまの税金であり、使い方としては更なる工夫が必要です。

# 「ペナルティ」とは

**窓口無料化を行う市町村を対象に、本来であれば国が負担すべき国民健康保険の国庫負担金等を減額する措置**

## 理由

**窓口無料化により医療費が増加した分を国が負担することは、窓口無料化を実施していない市町村との公平性を欠くため**

# 見直しの効果は？

将来にわたり、安定した持続可能な事業とします。  
医療の重要度が高い障害のある方のため、この制度を将来にわたり、安定した持続可能な事業として守ることができます。

ペナルティを解消して、障害者ニーズへの対応を強化します。  
これまでペナルティの補てんに要していた経費を障害者施策の  
より一層の充実に活用します。

## Q & A

**Q 1 重度心身障害者医療費助成制度はなくなるの？**

**A 1 助成の方法を窓口無料方式から自動還付方式に変更しますが、重度心身障害者医療費助成制度は継続します。助成の対象者や内容もこれまでと変わりません。**

**Q 2 自動還付方式でも受診のたびに受給者証を提示するの？**

**A 2 これまでどおり、受診のたびに、受給者証を提示していただきます。提示がない場合は、領収書を市町村の窓口を持参し還付手続きをしてもらうことになります。**

**Q 3** いったん医療費を支払うことのほかにすることがあるの？

**A 3** いったん医療費を支払ってもらったこと以外は変わることはありません。支払いをした医療費は、手続きをしなくても、およそ3か月後に受給者の口座に自動的に振り込まれます。

**Q 4** なぜ（平成26年）11月から変更するの？

**A 4** 重度心身障害者医療費助成金の受給資格者証は、毎年11月1日に更新することになっています。更新時期に合わせて助成方法を変更することで、受給者の皆さまの負担を減らすことができます。

# お問い合わせ先

## 山梨県福祉保健部障害福祉課

TEL: 055-223-1495

FAX: 055-223-1464

住所：山梨県甲府市丸の内 1-6-1

E-mail：shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp